

7 畜産農家における外国人技能実習生の受入れ実態調査と防疫強化に対する取組み

県南家畜保健衛生所

早島 彬美・石丸 憲二

口蹄疫や鳥インフルエンザ、ASF（アフリカ豚熱）などの越境性動物疾病が、日本の周辺国で継続発生している中、国際的な人や物の往来が増加しており、国際空海港において動物検疫所による水際検疫が強化されている。しかし、旅行者の携帯品として持ち込まれたソーセージなどの畜産物から、鳥インフルエンザおよび ASF ウイルスが分離されており、これらのウイルスが国内に侵入する可能性は依然として高い状況にある。

一方、近年、幅広い業種で外国人技能実習生（以下、実習生）の受入れが増加しており、畜産業においても多くの実習生が来日している。

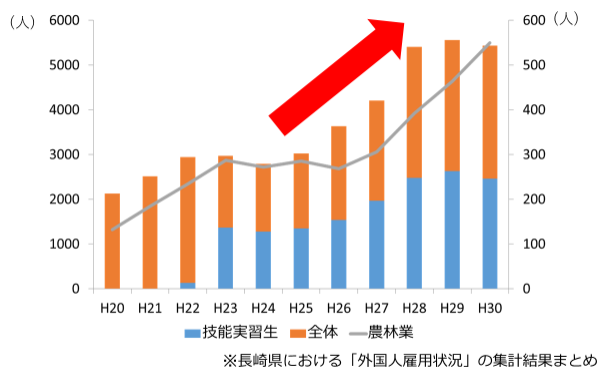


図-1 県内の外国人労働者数の推移

長崎労働局の調べによると、県内の外国人雇用は年々増加しており、平成30年度は5,433名、うち実習生は2,462名、農林業への従事者は550名であった（図-1）。管内である島原半島地域は県内一の農業地帯であり、平成30年度の外国人労働者は542名で、うち農林業への従事者は255名であった。本県の外国人労働者の国籍別状況は、ベトナムが最も多く全体の32%、次いで中国19%、フィリピン14%であり、多くが越境

性動物疾病の発生国から来日しており、病原体の侵入防止対策上、重要なリスク要因のひとつと考えられた。そこで、管内における実習生受入れの実態調査を行い、その結果をもとに関係機関と連携して防疫強化に取組んだので、その内容について報告する。

1 技能実習制度について

技能実習制度は、「わが国の技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図り、その国の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とした制度」と定義されている。期間は業種によって異なるが最長5年間で、二種類の受入れ方式があり、一つは実習実施者が海外の現地法人などから実習生を受け入れて実習を行う「企業単独型」、もう一つは非営利の監理団体が実習生を受け入れ、指導・監督を行いながら傘下の企業などで実習を行う「団体監理型」である。実習生の9割はこの「団体監理型」で技能実習を行っている。

「団体監理型」の技能実習では、日本国政府と送出国政府との間で作成された二国間取り決めに基づき、各送出国政府が認定した送出機関から実習生が選抜される。技能実習は監理団体の責任および監理のもとに行われ、実習実施者が技能実習計画に基づいて適正に実施しているか、訪問指導や監査を行い確認している。

2 管内畜産農家における技能実習生の実態調査

平成29年4月から平成31年3月にかけて、管内の畜産農家全戸（乳用牛107戸、肉用牛400

戸、養豚 43 戸、養鶏 70 戸) に対して実習生の受入れ有無について聞き取り調査を行い、受入れが確認された場合、後日アンケート調査を実施した。内容は、実習生の人数、実習期間、受入れ監理団体のほか、日常会話、住居、郵便物の取扱いといった生活環境、作業用衣服の取扱い、渡航歴といった家畜防疫に関するものなどについて実施した。また、管内の監理団体に対しても、派遣前に行う事前研修の内容などを調査した。

調査の結果、管内 23 戸の農場で 56 名の実習生の受入れがあった。農場の内訳は酪農家が最も多く 52%、次いで採卵鶏農家が 13%であった(図-2)。国籍別内訳はベトナムが最も多く 82%で、その他は中国、カンボジア、フィリピン、モンゴルであった。このように、管内の実習生全員が越境性動物疾病が継続発生している国から来日しており、自国でも畜産に携わっていた。

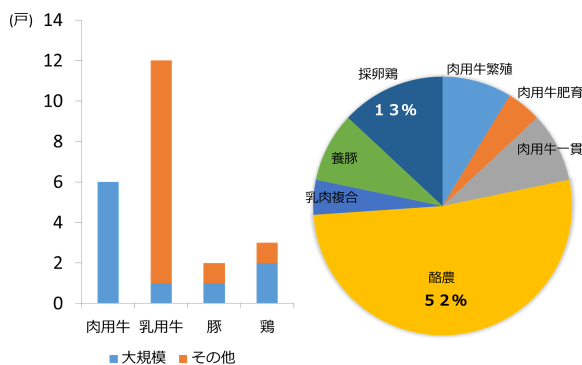


図-2 受入れ農場(23戸)の内訳

実習生は、監理団体における事前研修である程度の日本語の日常会話を学ぶが、農場主に確認したところ、日本語での会話が可能と回答したのは 10 戸で、13 戸で実習生と農場主との会話が困難な状況だった。実習生は農場内の施設やその近隣に居住するケースが多く、農場主の自宅や知人宅の場合もあった。実習生あての郵便物については、9 戸で農場主が把握していなかった。大半は国内からのものだが、出身国から衣類などの荷物が送られている事例があった。

さらに 2 農場 4 名の実習生に直接聞き取りを行ったところ、全員が母国で家畜を飼養していた。家畜防疫の研修は、送出機関、監理団体ともに行われておらず、知識の習得方法は農場主

からの説明のほか、インターネットなどを活用して自主的に勉強した者もいたが、中には家畜の疾病についてほとんど知らないと答える実習生が確認され、家畜防疫に対する意識の差が大きいと考えられた。

管内の実習生の派遣は、県内 4 か所、県外 7 か所の監理団体が行っており、そのうち管内の 2 か所から聞き取りを行った。送出国はベトナム、カンボジア、ミャンマーで、県内外の畜産農家のほか、園芸、建築、水産、食品など多岐にわたる分野へ実習生を派遣していた。各事業所へ派遣される前の事前研修期間は 2 か月だったが、その間家畜防疫に関する研修は行われていなかった。

3 家畜防疫に関するリスク要因

以上の調査内容から、家畜防疫に関するリスク要因が見えてきた。まず、越境性動物疾病の国内への侵入リスクが高いと考えられたのは、実習中の途中帰国と、農場内や周囲の住居に出身国からの郵便物が送られてきていることである。途中帰国は家庭の事情などやむを得ない場合のみだったが、戻ってきた際は飼養衛生管理基準の防疫対応を徹底する必要がある。郵便物については、肉類などの畜産物は家畜伝染病予防法で持ち込みが禁止されていることを実習生が認識するとともに、農場主も中身の把握をすることが必要と考えられた。これらのリスク要因については、越境性動物疾病に関する知識を習得し飼養衛生管理基準を遵守することで、リスクを低減することが可能と考えられた。

次に、疾病の早期発見・早期対応に関するものでリスクが高いと考えられたのは、実習生と農場主との会話が困難なことと、実習生が家畜防疫の知識を身につけていないことである。いずれも家畜の異状を見つけた場合に報告が遅れる可能性が考えられることから、いかに知識を習得してもらうかが重要と考えられた。

4 リスク低減のための取組み

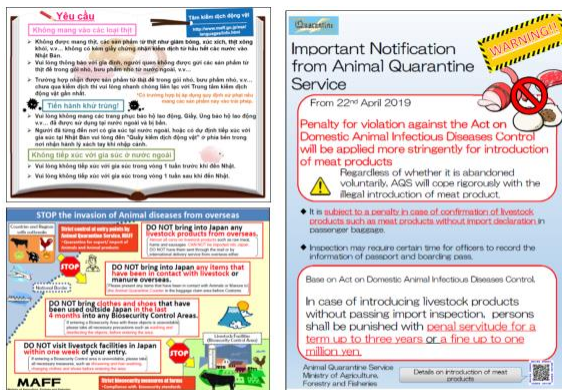
今回の調査で明らかになったリスクの低減を図るため、越境性動物疾病の侵入防止対策とし

て、実習生を受入れる農場主に対して飼養衛生管理基準を再確認し、実習生にもその内容を十分に説明する必要があること、また、実習生の荷物の把握を行う必要性や、実習生と日頃からよくコミュニケーションを取るように指導した。

実習生に対しては、肉類などの持ち込み禁止の品物があること、農場で飼養している家畜に何か異状を確認した場合は、すぐに農場主に直接伝えるよう説明した。

監理団体や送出機関における事前研修では、当所から出向いて直接説明する場合や、多国語で記載されたリーフレットを配布して内容を説明するとともに、必要な資料を提供して、家畜防疫に関する講習を実施してもらうよう依頼した（写真－1）。

畜産農家へ派遣予定の実習生の事前研修は、飼養衛生管理基準、畜産物などの持ち込み制限、越境性動物疾病の症状について、監理団体の通訳の方を介して講習会を行った（写真－2）。また、実習生間で物のやり取りなどの交流が行われているという話を聞いたことから、畜産分野以外に派遣されている実習生に対しても畜産物などの持ち込み制限について説明し、家畜防疫に対し協力をお願いした。



写真－1 配布したリーフレット



写真－2 監理団体での説明会

5 まとめ

今回の実態調査から、実習生の途中帰国や出身国からの郵便物による越境性動物疾病の侵入リスクに関して、飼養衛生管理基準の遵守によって防止が図られているものの、家畜防疫に関する知識不足や農場主とのコミュニケーション不足は、疾病発生リスク要因になると考えられた。今後、在留資格「特定技能」の新設による新たな外国人材の受入れがより拡大すると考えられるが、実習生や監理団体に対する家畜防疫の正確な知識の醸成によって、リスクを低減させることが可能と考えられた。

今後も家畜保健衛生所から実習生や監理団体に対する情報周知を確実に、そして継続して行い、受入れ農場も含めた関係者との連携を密にすることで、防疫対策の徹底を強化していく。